

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助対象経費	補助事業者	補助金の額
社会福祉施設等施設整備費補助金	<p>(1)障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第10項に規定する共同生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援若しくは同条第16項に規定する共同生活援助に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第12項に規定する障害者支援施設の整備に要する経費</p> <p>(2)社会福祉法人等が既存施設の大規模な修繕（「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取り扱いについて」（平成17年10月5日付け厚生労働省社会・援護局長通知（以下「大規模修繕通知」という。））に基づいて行うものをいう。以下同じ。）を行うのに要する経費</p>	<p>社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、又は営利法人（ただし、障害者支援施設は医療法人を除く）</p> <p>社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、又は営利法人</p>	<p>付表の基準額1の項の額</p> <p>付表の基準額2の項に掲げる基準額に3/4を乗じて得た額</p>
障害者就労訓練設備等整備事業費補助金	<p>社会福祉法人等が障害者自立支援法に基づく新事業に移行する際に必要となる設備整備等、障害者自立支援法に基づく共同生活援助及び共同生活介護を行うために必要な改修（「障害者就労訓練設備等整備事業の実施について」（平成19年2月23日障発第0223001号障害保健福祉部長通知に基づいて行うものをいう。））に要する経費</p>	<p>社会福祉法人、医療法人又はNPO法人</p>	<p>知事が必要と認める額</p>
障害者自立支援基盤整備事業費補助金	<p>既存施設が新たなサービスに移行する際等に必要となる施設の改修等（「平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」（平成19年2月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づいて行うものをいう。）に対し要する経費</p>	<p>法人格を有する団体</p>	<p>知事が必要と認める額</p>
障害者自立支援設備整備事業費補助金	<p>既存施設が新たなサービスに移行する際等に必要となる施設の改修等（「平成22年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」（平成23年1月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づいて行うものをいう。）に対し要する経費</p>	<p>法人格を有する団体</p>	<p>知事が必要と認める額</p>
障害者自立支援大規模生産設備整備事業費補助金	<p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)が施設利用者の工賃引き上げを目指す際等に必要となる生産設備の導入(「平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について」(平成21年7月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づいて行うものをいう。)に対し要する経費</p>	<p>社会福祉法人等但し別に定める障害者自立支援大規模生産設備整備事業の実施要領に定める基準を満たす者</p>	<p>知事が必要と認める額</p>

(注) 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内道路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

付 表

補助基準額

区 分	基 準 額
基準額 1	<p>工事請負契約等を締結する単位ごとに「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第100503号厚生労働事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「施設整備費国要綱」という。）別表1-2第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下この表において同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額に3/4を乗じて得た額と、施設整備費国要綱別表1-2第2欄に定める基準額の合計額を比較して少ない方の額</p>
基準額 2	<p>大規模修繕通知に規定する補助基準、基準価格</p>